

平成30年度さぬき市教育委員会第7回定例会会議録

1 日 時	平成30年10月24日(水) 開 会 午後 2時01分 閉 会 午後 3時09分			
2 場 所	さぬき市教育委員会会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 眞部 万里子	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	中野 敏記	
		教育総務課長	間嶋 文一	
		学校教育課長	山下 隆則	
		生涯学習課長	細川 史朗	
		幼保連携推進室長	富田 克美	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎(会議録作成者)	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		平成30年度さぬき市教育委員会第6回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第32号	平成30年度さぬき市心身障害児就学指導委員会の審議結果について	—	公開
日程第6	報告第33号	さぬき市立学校の学年主任の解任及び任命について	原案承認	公開
日程第7	議案第19号	教育財産の用途廃止について	原案可決	公開
日程第8	報告第34号	さぬき市立学校におけるいじめ重大事態について	—	非公開
資料説明				
5 会議録署名委員	安藤 正倫、岡 裕子			
6 特記事項	なし			
7 会議内容				
開 会				

教育総務課長	<p>それでは、ただ今から、平成30年度さぬき市教育委員会第7回定例会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、教育長から挨拶をお願いします。</p>
教育長	(挨拶)
教育長	<p>それでは、開会します。</p> <p>まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	本日、傍聴申請は、ありません。
教育長	<p>ここで、報告第34号「さぬき市立学校におけるいじめ重大事態について」は、個人情報の保護の観点から、非公開とすべきと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>報告第34号の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認めます。よって、報告第34号の審議は、非公開で行います。</p> <p>それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。この議事日程について、御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第1 会期の決定について	
教育長	<p>日程第1「会期の決定について」に入ります。</p> <p>本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	<p>日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。</p> <p>さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に岡委員を指名します。よろしくをお願いします。</p>
日程第3 平成30年度さぬき市教育委員会第6回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成30年度さぬき市教育委員会第6回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	<p>ありませんか。</p> <p>御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり</p>

	り承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 教育長の報告	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げさせます。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (平成30年9月25日から平成30年10月23日までの間に締結した教育施設の整備等に係る契約について報告した。) 報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。) 報告事項4 その他 (請願・陳情・要望等の受理について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	10月18日の教育委員会内衛生委員会とは、どういったものなのか教えてください。
教育総務課長	教育委員会内で衛生委員会を設置しており、今回は、溝渕内科クリニックの溝渕先生をお招きし、職員を対象として健康に関する講演をお願いしました。
委員	10月4日の東部教育長会の現地研修は、天体望遠鏡博物館のほか、どこを視察したのでしょうか。
教育長	大窪寺とおへんろ交流サロンを訪れました。
委員	10月18日の第1回東かがわ・さぬき地域の今後の県立高校の在り方に関する懇談会は、どういった方が参加していたのでしょうか。
教育長	両市の教育長、小中学校校長会長、PTA正副会長と母親代表、それに商工会の会長などです。内容は、地域内県立高校生の通学地域の分析に関する報告等でした。今後の在り方をどうするかということについては、十分に検討して報告するということでした。年内に3回開催予定です。
委員	臨時職員の採用に関して、今回報告のあった少年育成センターの相談員は、どのような方でしょうか。
生涯学習課長	関西で小中学校の先生をされていた方で、最近高松に転入された方です。美術の先生で、陶芸などもされています。
委員	10月4日の香川県中学校教育研究会特別活動部会研究大会というのは、どういう内容でしょうか。
教育長	生徒指導について、授業や部活動でどのような実践をしているかという報告と、授業を見ていただきました。さぬき南中は比較的生徒指導がうまくいっている学校であり、非常によくできていたという講評結果を後で聞きました。
教育長	ほかにありませんか。

	御質問等が無いようですので、次に移ります。
日程第5 報告第32号 平成30年度さぬき市心身障害児就学指導委員会の審議結果について	
教育長	日程第5、報告第32号「平成30年度さぬき市心身障害児就学指導委員会の審議結果について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	④特別支援学級退級判定で中学1年生1人とありますが、退級ということは、この人はどうなるのでしょうか。
学校教育課長	普通学級に戻るといことです。特別に支援するまでもないという判定です。
委員	特別支援学級と通級指導教室の違いを教えてください。
学校教育課長	通級指導教室は、長尾小学校にあります。長尾小学校の通級指導の教諭が造田小学校に週1日行って、造田小学校でも週1日通級指導をしています。通級指導教室というのは、特別支援学級に入級する程ではないが、少し支援が必要という、はざまの人が、普通学級に在籍しながら、その授業の時には通級指導教室で指導を受けるというものです。市内では今のところ長尾小学校だけです。
委員	特別支援学級の場合は、特別支援学級に在籍して普通学級に行くということですか。
学校教育課長	そうです。特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しながら交流学級で、授業によっては普通学級に合流します。通級指導教室は、逆です。
委員	長尾小学校にしかないのですか。
学校教育課長	中学校区に何校とか、何人以上いなければならないとかという県の規定があります。現在、志度でも実施できないかという要望はしていますが、まだ認められていませんので、今のところ長尾だけです。
委員	では、通級指導教室が無い学校では、はざまの子どもは、みんな特別支援学級に入るのですか。
学校教育課長	逆です。普通学級に在籍している場合が多いと思います。
委員	通級指導教室は、そのために先生が1人配置されます。学校によっては、特別支援学級か普通学級か、境界上の子どもがいます。その子どもを、例えば算数に限って特別に指導しているという学校もあると思います。
委員	1年生で特別支援学校2人と特別支援学級10人が新規に判定されていますが、この子どもたちは、幼稚園のときから支援員さんが付いていたのでしょうか。
学校教育課長	特別支援学校の2人のうち、1人は未就園です。また、入学する学校も東部養護学校ではなく、高松養護学校です。もう一人の方も、重度の障害がありますので、保護者の判断で特別支援学校の方がいいということで、そちらを希望されました。
委員	1年生が新規入級判定を受けたということですが、判定を受けただけで保護

	者が入れないと言えば、普通学級に入ります。実際に特別支援学級に入る人数は、この人数とは違ってきます。
学校教育課長	判定までに保護者と十分に話をして、入る意思がある程度固い人についての判定にはなっています。現在、最終の意思確認をしています。
委員	判定自体を拒否する保護者もいるのですか。
学校教育課長	判定をする前に、幼稚園や保育所の方で保護者と十分に話をさせていただいて、学校の特別支援学級を見ていただいたりして、こういう環境で学習するというのを理解していただいた上で、なお、そちらを希望するという場合に判定をしていますので、判定結果を受け入れないということはないと思います。
教育長	基本的には、在学している園長なり校長なりの判断で、就学指導委員会にかける。そこで専門家が判定する。その結果で特別支援学級に入ることが適当となっても、保護者が拒否すれば普通学級に入ることになります。この委員会とはそういう性格のものであって、事前の保護者の意見によって判定が変わるものではなく、委員会独自の立場をもって判断をします。ただ、課長が説明したように、実際には判定に至る前に、校長や園長等が保護者と話を納得してもらっている場合が多いということです。
委員	2年生から中学3年生まで、全員が就学指導委員会で判定した結果なんですね。今まで継続となっていた子どもに加えて、新規に判定された子どもがいるということですか。
教育長	普通学級に在籍している子どもでも、1年間様子を見て、やはり特別支援学級の方がよいということを保護者が納得する場合があります。
(休 憩)	
(再 開)	
教育長	ほかにありませんか。 それでは、本件は報告のみの案件ですので、次に移ります。
日程第6 報告第33号 さぬき市立学校の学年主任の解任及び任命について	
教育長	日程第6、報告第33号「さぬき市立学校の学年主任の解任及び任命について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第19号 教育財産の用途廃止について	
教育長	日程第7、議案第19号「教育財産の用途廃止について」を議題とします。議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明をお願いします。
(1) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について説明した。
(2) 第31回源内駅伝大会について	
生涯学習課長	第31回源内駅伝大会について説明した。
(3) 第50回津田クロスカントリーについて	
生涯学習課長	第50回津田クロスカントリーについて説明した。
(4) 平成30年度第1回歴史民俗資料館協議会の会議結果について	
生涯学習課長	平成30年度第1回歴史民俗資料館協議会の会議結果について説明した。
(5) 幼稚園指定変更年度別一覧	
幼保連携推進室長	幼稚園指定変更年度別一覧について説明した。
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第8 報告第34号 さぬき市立学校におけるいじめ重大事態について	
	・・・(非公開審議)・・・ 議題について報告し、質疑応答を行った。
教育長	では、非公開を解きます。
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	第8回：平成30年11月27日(火)午後1時30分開会で決定した。

8 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成30年度さぬき市教育委員会第7回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成30年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員